

三豊市行財政改革推進プラン(集中改革プラン)進行管理表

No.	()-〇-	実施項目	
所管課	課	関係課	

管理責任者	※10	〇〇 〇〇
事務担当者	※11	〇〇 〇〇

(単位:千円)

分類番号	主な取組内容	項目	平成18年度 (実績)	平成19年度計画												平成20年度	平成21年度	平成22年度	進行状況
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
※1	推進プラン主な取組内容記入	計画	※2	※3												※4	※5	※6	※9
		実施内容	※7	※8	行革本部会に報告	上半期評価	行革本部会に報告	行革本部会に報告	行革本部会に報告	行革推進委員会に報告	総合評価	次年度以降実施概要							
		評価	※12												行革本部会に報告	行革推進委員会に報告			
		計画																※9	
	実施内容																次年度以降実施概要		
	評価																		
		計画																※9	
	実施内容																次年度以降実施概要		
	評価																		

記載にあたっての注意事項

- ※1 行財政改革推進プラン(案)中の「主な取組内容」を記載
- ※2~※6 行財政改革推進プラン(案)に掲載内容を記載
- ※7 当該年度の実績を簡潔に数字等を用いて記載
- ※8 平成19年度の取組みについて、四半期ごとの計画を記載

- ※9 推進プランどおりに実施完了した場合「完了」、継続して取組む場合「継続」と記載
- ※10 課内全ての実施項目についての全般的な進行責任者
- ※11 実施項目、主な取組内容についての実務的な担当者
- ※12 進行管理マニュアルにより記載

「評価」の欄については、進行管理マニュアルに従い記入のこと。

- ◎=計画より進んでいる。
- =計画どおり進んでいる。
- △=遅れている。
- ×=未着手である。又は著しく進捗が遅れているもの。

三豊市行財政改革推進プラン「進行管理マニュアル」

(目的)

この進行管理マニュアルは、三豊市行財政改革推進プランの取組内容や目標数値・実施年度等を的確に把握し、執行上の問題がある場合には、それを明らかにし、計画通りの進捗を図るための適切な対策管理を行うことにより、三豊市行財政改革推進プランの効率的な執行を確保することを目的とする。

(用語)

この進行管理マニュアルにおける用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 実施項目 三豊市行財政改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）における具体的方策をいう。
- (2) 事務担当者 実施項目、主な取組内容について、実務的な担当者をいう。
- (3) 管理責任者 所管課長とし、課内総ての実施項目についての全般的な進行責任者をいう。

(進行管理)

推進プラン実施項目の進行管理については、推進プラン進行管理表（別紙）において、定期的に執行状況の検証を行うものとする。なお、執行状況の進行管理は、次のとおりとする。

- (1) 事務担当者は、毎週末、推進プランの実施項目について、執行状況、問題点を管理責任者に報告するものとする。
- (2) 管理責任者は、毎月末、推進プランの執行状況を、所管部長に報告するものとする。また、部長は、実施項目の執行又は管理にあたって、執行不能、著しい遅延があるときは、速やかに必要な是正措置を講ずるものとする。
- (3) 各部長は、推進プランの進捗状況について、4半期ごとに三豊市行政改革推進本部に報告するものとし、問題点の状況把握に努め、必要に応じ推進プランの計画内容の見直しを行うものとする。
- (4) 事務担当者および管理責任者は、常に行財政改革推進のため、積極的に事務事業の見直しを行うとともに、事業の執行、または管理に必要となる推進プランを策定し、所管部長に提出する。また、各部長は追加された推進プランについては、速やかに三豊市行政改革推進本部に報告し、意見を求めるものとする。

(報告)

推進プランの実施項目の成果・進捗状況については、半期ごとに行政改革推進委員会に報告するものとし、必要に応じ推進委員より助言を求める。

(評価の基準)

推進プラン進行管理表に基づき、実施項目別に進捗状況の評価を行うものとする。評価にあたっては、次のとおりに区分する。

- (1) 進んでいる (◎) 計画より前倒しで進められているもの。
- (2) 計画どおり (○) 計画内容が計画どおりに進められているもの。
- (3) 遅れている (△) 計画より進捗が遅れているもの。
- (4) 未着手である (×) 計画に着手出来ていないもの又は著しく進捗が遅れているもの。

(評価の公表)

推進プラン実施項目の進捗状況の評価については、公表するものとし、公表の時期・内容は、次のとおりとする。

- (1) 三豊市職員には、三豊市行政改革推進本部に報告された推進プランの進捗状況および評価結果を公表する。
- (2) 市民には、推進プランの実施項目別の進捗状況の評価結果について、毎年度終了後、速やかに三豊市HPにおいて公表する。